

## ○警察医に関する要綱の制定について

令和6年2月9日

道本留第3540号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
被留置者の健康診断等を行う警察医の任免等については、これまで警察医に関する要綱の制定について（平27.2.20道本留第3907号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、警察医の報酬支給手続等の見直しを行い、新たに別添のとおり「警察医に関する要綱」を定め、令和6年4月1日から運用することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、令和6年4月1日付けで廃止する。

別添

### 警察医に関する要綱

#### 第1 制定の趣旨

この要綱は、道警察に置く被留置者の健康診断等第5の1の事項に定める職務を行う医師（以下「警察医」という。）の任免等について、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 身分

警察医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に掲げる職員（特別職の非常勤職員）とする。

#### 第3 推薦

警察署長（警察本部が管理する留置施設については、警察本部留置管理課長。以下「署長等」という。）は、警察業務の内容をよく理解した内科又は外科を専門とする医師の中から警察医推薦書（別記第1号様式）により、警察本部長に対し警察医の適任者を推薦するものとする。ただし、内科又は外科を専門とする医師の推薦ができない場合は、内科又は外科を専門とする医師以外の医師を推薦することができる。

#### 第4 委嘱

- 1 警察本部長は、前事項により署長等から推薦を受けた医師を警察医に委嘱する必要があると認めたときは、当該医師に委嘱書（別記第2号様式）を交付して委嘱するものとする。
- 2 警察医を委嘱するに当たっては、あらかじめ委嘱しようとする医師から承諾書（別記第3号様式）を徴するものとする。
- 3 警察医を委嘱しようとする医師が病院等の職員であるときは、医師の承諾書に加えて当該病院等の長から承認書（別記第4号様式）を徴するものとする。
- 4 警察医の委嘱の期間は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第5 職務

- 1 警察医の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 被留置者の健康診断及び疾病の治療
  - (2) 職員に対する被留置者の健康管理上必要な医学的知識等の指導
- 2 署長等は、警察医が1の(1)の事項に定める職務を行った場合は、その結果を別に定

める被留置者診療簿及び警察医勤務記録簿（別記第5号様式）に記載するものとする。

- 3 署長等は、警察医が1の(2)の事項に定める職務を行った場合は、その結果を警察医勤務記録簿に記載するものとする。

## 第6 配置

警察医の配置人員は、警察本部留置管理課及び各警察署にそれぞれ1人以上とし、警察本部長が署長等の意見を聴いて別に定める。

## 第7 健康診断等の回数

- 1 警察医が定期に行う被留置者の健康診断は、被留置者1人に対しおおむね月2回とし、健康診断を行う日については、署長等と警察医が協議して定めるものとする。
- 2 前事項の健康診断以外で、被留置者の健康状態等から判断して署長等が警察医の健康診断又は疾病の治療を受けさせる必要があると認める場合は、その都度実施するものとする。
- 3 職員に対する被留置者の健康管理上必要な医学的知識等の指導は、随時実施するものとする。

## 第8 申合せ書の作成

警察医の職務等を明確にするため、署長等と警察医との間において申合せ書（別記第6号様式）を作成するものとする。

## 第9 解任

- 1 警察本部長は、警察医が次の各事項のいずれかに該当する場合は、警察医を解任するものとする。
  - (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合
  - (2) 職務を怠り、又は警察医としてふさわしくない行為があった場合
  - (3) 解任の申出があった場合
  - (4) その他特別な事情により警察医を継続し難いと認められる場合
- 2 警察医の解任は、通知書（別記第7号様式）を交付して行うものとする。

## 第10 公務災害補償

警察医の公務上の災害に対する補償については、北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年北海道条例第44号）の定めるところによる。

## 第11 報酬等

### 1 報酬

- (1) 警察医の報酬は、委嘱書に記載された報酬日額とし、従事した月の翌月21日までに、口座振替払により支給する。
- (2) 報酬に係る経費の支出科目は、次のとおりとする。

（款）警察費 （項）警察管理費 （目）警察本部費 （事業）留置管理費 （節）報酬

### 2 手数料等

被留置者の疾病等の治療に要した費用及び定期に行う健康診断以外の健康診断に要した費用については、別途支払うものとする。この場合の支出科目は、次のとおりと

する。

(款) 警察費 (項) 警察管理費 (目) 警察本部費 (事業) 警察本部費事務費  
(節) 役務費

### 3 その他

報酬の支給に当たっては、所得税法（昭和40年法律第33号）第185条第1項第2号イにより、同法別表第2の乙欄（従たる給与）に掲げる税額を控除するものとする。

※ 別記様式は省略